品 川 区

令和6年度事業承継支援事業設備投資助成 募集要項

1 事業内容

区内中小企業の多くが経営者の高齢化による後継者不足等に直面している現状があることを踏まえ、事業承継をする(もしくは既に事業承継をした)ことによる後継者が新たに取り組むための設備更新等および更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備導入等に対する経費の一部を助成し、世代交代の促進と地域経済の維持・拡大を図ります。

2 助成額

製造業の方 最大500万円(助成率1/2)

その他の業種の方 最大250万円(助成率1/2)

※書類審査・現地審査の上、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

※1,000円未満の端数については切捨て。

3 申請期間

令和6年4月15日(月)~令和7年1月31日(金)午後5時(※必着) ※予算に達した時点で募集を締め切らせていただきます。

4 助成対象者

次に掲げる各号の要件全てを満たすこと。

- (1) 区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法(昭和38年法律第154 号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)その 他区長が認める組合または法人。(基準日:申請日)
- (2) 法人事業税および法人都民税(個人事業主は個人事業税および住民税)を滞納していないこと。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (4)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象である者。
- (5) 事業承継を3年以内に行う見込みを有する事業者もしくは事業承継してから 2年を経過していない事業者。
- (6) 正社員含め1人以上雇用している事業者もしくは、助成金提出申請書類にて 今後複数名雇用することが見込まれる具体的な計画を有し、その計画が妥 当と判断できる事業者。(家族従業員を除く)
- (7) 本助成金の申請前半年以内に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた 事業者。
 - ※専門家派遣は、代表者と後継者のお二人で受けていただきます。
- (8)事業承継専門家派遣実施後から助成金申請前までに本助成金の活用について、 区の商工相談員による経営相談を受けた事業者。
 - ※助成決定された場合、後継者の方は「しながわ後継者塾」へ参加していただきます。

ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

- (1) みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - (ア) 一つの大企業(中小企業以外の者)が発行済株式総数または出資総額の 2分の1以上を単独に所有または出資している企業。
 - (イ)複数の大企業が発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業。
 - (ウ)役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。
 - (エ)その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- (2) 医療法人およびNPO法人、社会福祉法人、一般財団法人等。
- (3) 本助成金で申請する設備について、他の公的機関(国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等)から助成を受けている場合。
- (4) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況である場合。
- (5) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を 有する場合。
- (6) 申請者が過去に本事業の助成を受けている場合。(1事業者1申請限り)
- (7) M&Aなどによる承継を行う場合。
- (8) 資本関係のある、もしくは役員の派遣を受けている関連会社が過去に本事業の助成を受けている場合。

例:①親子会社

- ②ホールディングス
- ③同一の役員が複数の企業に在籍している。
- ④同一の株主が複数の企業の株式を保有している等。

5 助成対象事業

次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 事業承継をする(もしくは既に事業承継をした)ことによる後継者が新たに 取り組むための設備更新・導入事業
- (2) 更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の導入事業

なお、以下の要件を全てみたすこと。

- (1) 令和7年3月末までに設置が完了し、対象経費の支払期日が申請年度内であること。
- (2) 導入場所は品川区内の事業所であること。
- (3)総額50万円以上の事業であること。

6 助成対象経費

- (1)機械および装置の購入に係る経費
- (2) 器具および備品の購入に係る経費
- (3)機械および装置の輸送に係る経費(運搬費・保険費等)
- (4)機械および装置の設置に係る経費(分解・組立・校正費・整備費等)
- (5) 小売業およびサービス業における内装・外装工事費およびそれに伴う既存設備の一時移転に係る経費
- (6) 新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費

(7) その他区長が適当と認める経費

(主な設備例)

- ・機械および装置
- ・内装・外装工事(小売業・サービス業に限る)
- •業務用冷蔵庫
- ・生産管理システム
- ・業種・業態転換に係る設備
- ・特殊車両(車両ナンバー1番もしくは8番)(例:冷蔵冷凍車、電気作業車、大型トラック等)
- ※ それぞれ消費税は経費として認めます。
- ※ 実績報告の段階において、全ての経費について請求書、納品書、領収書、振 込記録等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合には 経費として認められません。
- ※ 助成金交付決定後に申請製品と異なる製造元・型番の設備を導入した場合は、 助成金の対象外となります。やむを得ず導入設備を変更しなければならない 事由が発生した場合は、速やかに区に連絡してください。区長による変更承 認が必要となります。
- ※ 手形、小切手等による支払の場合、申請年度内に決裁がされなければ経費と して認められません。
- ※ 経費総額のうち1,000円未満の端数については切捨てとなります。

7 対象経費にあたらないもの

- (1) 事業承継を伴わない経費
- (2)消耗品
- (3) 中古品購入費
- (4) 不動産の購入費
- (5) 事業所賃貸の為の保証金・敷金・契約金
- (6) 一般車両の購入費
- (7) 汎用性が高く、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達経費(例:パソコン、ソフトウェア、カメラ等容易に他の目的に使用できるもの)
- (8) 建物の建築・改修・移設
- (9) 空調・配管工事
- (10) 不動産賃貸に伴う設備費
- (11) 内装・外装工事(小売業・サービス業を除く)
- (12) 本助成金交付決定前に設備更新・導入実施済みまたは支払済みの経費
- (13) 本助成金交付決定前に工事着手もしくは支払済みの経費
- (14) その他区長が助成対象外経費と認める経費

<注意事項> 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。

8 事業全体の流れ

項目	期間
専門家派遣の実施(必須項目)	本助成金申請前まで
(1) 品川区事業承継専門家派遣申込書または、	
「9申請にあたって(1)」に記載の品川区事業承 継支援事業専用ホームページより申込みくださ	
※申込書につきましても、上記サイト	
よりダウンロード可能です。	
(2) 申請書類一式を持参	
(3)現代表者と後継者(候補者)のお二人以上	
で受けていただきます。	
品川区経営相談の実施 (必須項目) (1)電話にて経営相談の予約	専門家派遣実施から本助成金申請前 まで
(2) 申請書類一式を持参	
(3)現代表者と後継者(候補者)のお二人もし	
くは、どちらかに受けていただきます。	
※経営相談とは、品川区の商工相談員(中小企	
業診断士)が経営等に関する相談を無料で受け	
付けているもの。	
申請書提出	令和6年4月15日(月) ~令和7 年1日21日(今) 欠然5時(以業)
書類審査	年1月31日(金)午後5時(必着) 申請から1カ月程度
現地審査(必要に応じて)	申請から1カ月程度
助成金交付決定	申請から2カ月程度
事業実施期間	助成金交付決定~令和7年3月末ま
J. 7(C) C/ME/94114	T
助成事業実績報告	~令和7年3月末まで
現地確認(導入状況確認)	~令和7年3月末まで
H . N A / L C	
助成金交付確定	現地確認から2週間程度
助成金支払	~令和7年5月中旬
事業承継計画進捗確認	令和7年度~9年度まで(3年間)
事業承継計画の進捗状況確認のため、区職員によ	
る現地確認を受けていただきます。	

[※] 上記日程は、状況により変更される場合があります。

9 申請にあたって

申請については、下記電子での申請もしくは郵送および窓口へ持参のいずれかの提出になります。

- (1) 電子申請の場合
 - ①品川区中小企業支援サイト「品川区事業承継支援事業専用ホームページ」 内の助成金申請フォームより、電子申請をして下さい。 申請用 URL

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay.action

- (2) 電子申請の際の入力項目
 - ア)【個人】個人名

【法人】法人名

イ)【個人】屋号

【法人】代表者肩書・氏名

- ウ) 郵便番号
- エ) 住所(市区町村・番地・マンション名等)
- 才) 助成対象経費額
- 力) 助成金交付申請額
- キ) 創業年
- ク) 品川区に主たる事業所を設置した年
- ケ)業種
- コ) 事業内容
- サ)従業員数
- シ)資本金(法人の場合のみ)
- ス)担当者氏名および所属、連絡先(電話番号、メールアドレス) ※入力項目は変更になる場合があります。
- また、入力と合わせて申請必要書類をアップロードしてください。 ※申請必要書類については、下記「(3) 提出書類」をご確認ください。
- (2) 郵送および窓口へ持参の場合
- ①地域産業振興課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」より申請書等の 必要書類をダウンロードしてください。
- ·申請用 URL

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_2/809.html

②申請必要書類を記入し、下記の「19 問い合わせ(申請書提出先)」へ郵送または窓口へご持参下さい。

※申請必要書類については、下記「(3)提出書類」をご確認ください。

- ③留意事項
 - ア) 提出された書類、参考資料等はお返しできません。
 - イ) ダウンロードした「品川区事業承継計画書・事業計画書」の記載欄に書き

きれない場合は、記載欄の縦方向の枠を増やしていただいて構いません。 また、補足資料を別紙として添付しても構いません。ただし、同計画書含め、A4用紙15ページを上限とします。

- ウ)申請書類は片面印刷で提出してください。(両面印刷不可)
- エ)提出期限までに全ての提出書類がそろっていない場合、申請を受付できませんのでご了承ください。

(3) 提出書類

- ①品川区事業承継設備投資支援事業助成金交付申請書(区指定様式) ※電子申請の場合は不要
- ②事業承継計画書·事業計画書(助成金用)(区指定様式)
- ③対象事業経費に係る見積書 (コピー可)
- ④申請事業の詳細資料(導入設備のカタログ等)
- ⑤現状の設備に関する資料(使用年月および金額、写真)
- ⑥企業概要(会社案内・パンフレット等)
- ⑦ (法人) 履歴事項全部証明書 (発行日から3か月以内のもの) (コピー可) (個人) 事業承継済みの方は開業届 (コピー可)
- ⑧ (法人) 法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書 (コピー可) ※本社が区外の場合は、「事業開始等申告書提出済証明書」も提出して ください。
 - (個人) 個人事業税納税証明書および住民税納税証明書 (コピー可)
 - ※居住地が区外にあり、区内に事業所がある場合は「住民税(事業所用)」 も提出してください。
- ⑨ (法人) 法人税の確定申告書および決算書一式(直近2期分)(コピー可) (個人) 所得税の確定申告書および決算書一式(直近2期分)(コピー可) ※税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を 添付)
- ⑩誓約書(区指定様式)
- ⑪提出書類確認チェックシート(区指定様式) ※電子申請の場合は不要
- ⑫申請者(担当者)の名刺 ※電子申請の場合は不要

10 審査について

- (1) 審査は、提出された書類を基に書類審査および現地審査を実施します。
- (2) 現地審査は、設置場所および現在使用中の設備を確認します。詳細については別途通知します。
- (3) 助成決定における審査内容は、「事業承継との関連の有無」「後継者の能力」 「経営状態」「事業承継の状況・実現性」「設備投資の目的・効果・実現性」 「地域雇用への貢献度」の観点から評価します。
- (4) 事業承継を目的としない設備投資については申請対象外となります。
- (5)審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

11 交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。

12 助成対象事業の変更・中止等

やむを得ない理由で助成事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、 あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。

特に、製造元・型番の変更について、やむを得ず変更する場合は、必ず着手する前に区へ報告し、区長の承認を得なければなりません。

13 実績報告

助成事業を完了(工事・設置の完了、支払いの完了を指します。)した場合、令和7年3月末までに下記の書類の提出が必要です。

- ※品川区電子申請サービスを利用し、報告をすることも可能です。
 - (1) 実績報告書(区指定様式)
 - (2) 完了報告書(区指定様式)
 - (3) 収支決算書(区指定様式)
 - (4) 助成対象事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等
 - (5) 事業完了を明らかにするもの(図面、写真等)
 - (6)登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し (個人事業主の場合は前代表者の廃業届と、新代表者の開業届の写し)
 - ※(4)の書類については写しをご提出ください。
 - ※銀行振り込みの場合は、銀行の領収書(振込依頼書控)を必ず受け取ってくだ さい。
 - ※(6)の書類については、事業承継により代表者が交代した場合のみ提出下さい。
 - ※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合もあります。

14 助成金額の確定および助成金交付

実績報告書を区が受け取った後、区はその内容を審査し、実地調査等を行い、その

報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定します。(※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。)

助成事業者が助成金交付確定通知書を受理した後、事業者からの請求に基づき助成金をお支払します。

15 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

- (1) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎年区による実地検査ならびに事業承継計画進捗状況のヒアリングに応じなければなりません。
- (2) 助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、 かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間 保存しなければなりません。
- (3) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は品川区内で事業を継続するよう努めなければなりません。
- (4) 助成事業の実施により取得した財産の管理および処分について、以下の事項を守らなければなりません。
 - ①助成事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
 - ②取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意 をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなけれ ばならない。
 - ③取得財産等を処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、担保に供する) しようとする場合は、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければな らない。ただし当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規 定する年数を経過している場合はこの限りではない。
 - ④助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはある と見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を区 に納付しなければならない。

16 助成金交付決定の取り消し

次の(1)~(6)のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。(「17 助成金の返還」参照。)

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 助成対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- (5) 区長が事業の実施を不適当と認めるとき。
- (6) 他の公的機関から同一内容の助成を受けていると判明したとき。

17 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、 助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助 成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定す る方式により返還していただきます。

18 その他

助成対象となった方については、企業名、代表者名、所在地、電話番号をホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。

19 問い合わせ(申請書提出先)

 $\mp 141 - 0033$

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階 品川区地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)

TEL: 5498-6340 (直通)

FAX : 5498-6338